

## **[事案 30-16] 契約無効請求**

・平成 31 年 1 月 8 日 裁定不調

### **<事案の概要>**

募集人との面接がないまま契約手続きが行われたこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 25 年 5 月に契約し、平成 29 年 10 月に告知義務違反により契約を解除された医療保険等 2 件の保険契約について、以下の理由により契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人は自分と会わずに契約手続きを進めた。
- (2) 告知書の控え以外の書類が渡されていない。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時、募集人は、申立人と直接面接しなかったが、当社の元職員であった申立人の親族を介して募集を行っており、元職員から申立人に対し、パンフレット等を用いて、契約の内容等の説明を行っている。
- (2) 申込書には申立人の実印が押印されており、告知書および意向確認書についても、申立人自身が署名した。
- (3) 申立人は、告知書の控えだけでなく、重要な事項のお知らせが入った契約内容のファイルと、第一回保険料の領収証を受け取っている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、契約が無効であるとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1) 募集人は、申立人とは面談せず、申立人の親族に申込書や告知書など必要な書類をすべて渡して契約手続を行ったことを認めており、不適切な募集行為といわざるを得ない。
- (2) 申立人の保険に関するニーズについても、募集人は把握しておらず、一方的に契約を提案し、その後も申立人の意向について把握しようとすることなく、契約の成立に至っている。
- (3) 過去の疾病による入院給付金請求時の募集人と募集人の親族とのやり取りからすれば、契約時、申立人に対して不適切な案内が行われた可能性が高い。